

行政委員の報酬の改定について

1. 趣旨

令和 7 年 1 2 月に改定した議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額との均衡を図る観点から、行政委員の報酬を改定する。

2. 改正する条例

東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

3. 改正案

区 分	月 額	
	改正案	現 行
教育委員会委員	242,600 円	234,600 円
選挙管理委員長	304,200 円	294,200 円
選挙管理委員	242,600 円	234,600 円
識見者選出監査委員	304,200 円	294,200 円
議会選出監査委員	193,000 円	186,700 円

4. 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日 改正後の条例施行

第18号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する
 条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 <u>242,600円</u>	教育委員会委員	月額 <u>234,600円</u>
選挙管理委員長	月額 <u>304,200円</u>	選挙管理委員長	月額 <u>294,200円</u>
選挙管理委員	月額 <u>242,600円</u>	選挙管理委員	月額 <u>234,600円</u>
(略)		(略)	
識見者選出監査委員	月額 <u>304,200円</u>	識見者選出監査委員	月額 <u>294,200円</u>
議会選出監査委員	月額 <u>193,000円</u>	議会選出監査委員	月額 <u>186,700円</u>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。